

## ◆ 年末調整の注意点

**Q** : 今年の年末調整で何か注意することがあれば教えてください。

**A** : 年少扶養親族の扶養控除額の割増特例が廃止されました。また、昨年に引き続き定率減税が行われています。

### 【解説】

今年も年末調整の時期になりました。今年の年末調整では、次のようなことに注意してください。

- (1) 年少扶養親族に対する扶養控除額の割増特例の廃止・16歳未満の扶養親族は一般の扶養親族に含まれることになり、控除額は38万円になります。
- (2) 住宅借入金等特別控除制度・平成11年1月1日から平成13年6月30日までに居住の用に供した場合、控除期間を15年間とするなど内容が大幅に拡充されています。
- (3) 介護保険料・介護保険法に基づく介護保険料が社会保険料控除の対象になりました。
- (4) 定率減税・昨年に引き続き年税額の20%相当額(25万円を限度とします)の定率減税が実施されます。

年末調整を始めるに当たっては、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」などが必要です。あらかじめ用紙を各人に配布しておき、年末調整を行うときまでに提出を受けてください。

